

## 高速道路利用・地域連携推進プランの募集について

財団法人国土計画協会は、高速道路の利用を通じた地域交流の推進を図る観点から、高速道路及び高速道路のSA、PA、IC、スマートIC等を活用した地域との連携推進に関する取り組み、及び高速道路の利用者の利便増進に関する取り組みに対し一定の支援を行うため、公益的団体等が主体となって実施する実現可能なプランを募集します。

募集期間終了後、学識経験者、有識者等で構成される「高速道路利便増進事業等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において厳正な審査を行い、4団体程度を支援対象として選定し、支援いたします。

### ◆募集要領◆

#### 1. 主催

財団法人国土計画協会

#### 2. 募集対象事業

募集対象事業は、以下のようなものを想定しています。

- ① 高速道路と地域が相互に連携を図ることによって、高速道路の利用促進と地域活性化につながる等の事業。
- ② 高速道路のSA、PA、IC、スマートIC等を活用して、高速道路の利用者及び地域住民等の利便向上につながる等の事業。
- ③ SA、PAが設置されない新直轄道路等の近隣における「道の駅」やガソリンスタンド等を活用して、利用者サービスの向上を図る等の事業。
- ④ その他本事業の趣旨にかなう事業

#### 3. 応募対象者

- ① 構成員又は出資者等の構成からみてふさわしいと認められる公益的団体（協議会、商工会議所、商工会等）
- ② 地方公共団体が出資する法人等（第三セクター等）
- ③ NPO法に基づくNPO法人
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、及び特例民法法人

なお、応募の主体、及び構成員が暴力団その他反社会的活動を行う団体等は応募対象としません。

#### 4. 支援事業数及び支援金

- ①支援事業数は4件程度
- ②支援金は、支援決定後平成27年度末までの計画実現を条件として、1件あたり上限1,000万円（ただし、1年度の支援金の上限額は500万円）

○以下のような経費は支援の対象となりません。

- ・恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用
- ・応募団体維持のための人件費※、事務所維持費等
- ・営利を目的としたものに関する経費
- ・単発的なイベントに関する経費
- ・事業の主たる部分を応募団体以外の者に委託する等の経費

※ 事業活動に直接関わるアルバイト等の経費は支援の対象とします。

#### 5. 応募書類

下記指定様式に、事業の実施内容等が分かるよう、具体的かつ簡潔、明確に記入のうえ、印刷物9部、データ（CD-R、USB等）1部をご提出ください。

なお、ファイル形式（Excel）を変更しないようにしてください。

- ① 様式1 : 応募用紙（様式1-1, 1-2, 1-3）
- ② 様式2 : 事業スケジュール及び資金計画書

#### 6. 応募期間

平成25年8月1日（木）～平成25年10月31日（木）必着

#### 7. 提出方法及び問い合わせ先

応募書類は、下記提出先まで郵送願います。

なお、応募書類は返却いたしません。

#### 【提出先及び問い合わせ先】

財団法人国土計画協会 高速道路部 田中・佐々木  
〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地2号  
ラウンドクロス一番町ビル2階  
TEL 03-3511-2185

## 8. 事業の選考について

### ①選考方法

- ・学識経験者、有識者等からなる検討委員会を設置し、審査を行い、支援の適否を決定します。
- ・審査結果については、郵送にてお知らせします。
- ・審査内容等に関しては、一切お答えできません。

### ②選考基準

選考にあたっては、以下の観点から総合的に評価します。

#### ◇必須項目

- ・応募事業が、「2. 募集対象事業」に合致していること。
- ・事業の主体が、「3. 応募対象者」に合致していること。

#### ◇評価項目

- ・事業の適合性  
事業内容が高速道路の利用推進、地域の活性化などに繋がっているか。
- ・事業の的確性  
事業内容が地域の抱える課題、地域特性等を的確に捉え、それらを踏まえているか。
- ・事業の有効性  
事業内容が具体的であり、事業による効果が見込まれるものとなっているか。
- ・事業の実現可能性  
事業を着実かつ効果的に実現できる可能性があるか。
- ・事業の持続可能性  
事業が一過性のものでなく、事業の支援期間終了後も地域が主体的に取り組んで行ける内容となっているか。
- ・事業の斬新性  
事業内容がこれまでにない独自性をもっており新しさがあるか。

※選考にあたり、必要に応じ応募内容等についてヒアリング等を実施したり、追加資料の提出等を求める場合があります。

## 9. 留意事項

- ①1 団体からの応募は、1 事業に限ります。
- ②支援した事業の成果、及び支援金の使途明細は、翌年度初めに文書にて報告していただきます。
- ③支援開始後平成 27 年度末までに事業の実現ができなかった場合のほか、不適切な支出があった場合は、支援金の返金を求める場合があります。

④支援事業の内容は応募者に帰属しますが、当協会のホームページ等で内容を公開するなど、広報活動等に活用させていただく場合があります。

10. 検討委員会委員 (敬称略)

奥野 信宏 (中京大学総合政策学部教授)

清水 哲夫 (首都大学東京都市環境学部教授)

進士 五十八 (東京農業大学名誉教授)

杉山 雅洋 (一般財団法人道路新産業開発機構理事長)

波瀲 郁代 (株式会社JTB総合研究所企画調査部部長)

荒川 真 (東日本高速道路株式会社執行役員 経営企画本部経営企画部長)

黒田 昌義 (国土交通省道路局総務課高速道路経営管理室長)

森野 美徳 (財団法人国土計画協会理事長)

以 上